

新型コロナウイルス感染症における検体搬送・患者移送業務委託に係る 企画提案募集要項

令和2年10月16日

山梨県福祉保健部福祉保健総務課

1 実施の目的

新型コロナウイルス感染症におけるPCR検体の搬送及び感染症患者等の移送を安全・迅速に行うことを目的とする。

2 事業概要等

(1) 委託業務名称

新型コロナウイルス感染症における検体搬送・患者移送業務委託

(2) 業務内容

別紙「新型コロナウイルス感染症における検体搬送・患者移送業務委託企画提案仕様書」(以下「仕様書」という。)による。(採用された企画提案に基づき、業務内容は適宜修正する。)

(3) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 委託料上限額

金39,864,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

3 スケジュール

令和2年10月16日(金)	企画提案募集説明書・仕様書の公開
令和2年10月23日(金)	参加申し込み提出期限
令和2年10月23日(金)	質問受付期限
令和2年10月27日(火)	質問回答期限
令和2年10月30日(金)	企画提案書等提出期限
令和2年11月6日(金)	審査

4 企画提案の参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する法人または団体とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成14年2月28日山梨県告示第64号）に規定する物品購入等入札参加資格有資格者名簿に登載されている者又は企画提案審査の日までに名簿に登録見込みの者であること。
- (3) この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (4) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。

5 応募手続等

(1) 事務局

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県福祉保健部福祉保健総務課総務経理担当

電話：055-223-1441

メールアドレス：hokensom@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 企画提案への参加申し込み

- ① 提出期間：令和2年10月16日（金）から令和2年10月23日（金）午後5時まで

ただし、持参する場合の受付日及び時間は、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）で定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

- ② 提出先：事務局
- ③ 提出方法：持参又は郵送とする。
- ④ 提出書類：参加申込書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）

(3) 企画提案に係る質問

- ① 受付期間：令和2年10月16日（金）から令和2年10月23日（金）の午後4時まで

- ② 提出先：事務局

- ③ 提出方法：電子メールとする。
 - ④ 提出書類：企画提案に関する質問書（様式第3号）
 - ⑤ 回 答：令和2年10月27日（火）までに山梨県福祉保健部福祉保健総務課のホームページに掲載する。
 - ⑥ そ の 他：電話や口頭での質問には応じない。ただし、質問の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ問い合わせすることもある。
- (4) 企画提案書及び書類の提出
- ① 提出期間：令和2年10月19日（月）から令和2年10月30日（金）午後5時まで
ただし、持参する場合の受付日及び時間は、県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
 - ② 提 出 先：事務局
 - ③ 提出方法：持参又は郵送(期限必着)とする。
 - ④ 提出部数：6部（正本1部、副本5部）
 - ⑤ 提出書類：1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。
 - ・用紙の大きさは、原則A4版で作成し、文字は12ポイント以上とすること。
 - ・日本語表記とすること。
 - ア 企画提案書（様式は任意。参考様式：別紙様式1）
 - イ 見積書（様式は任意。参考様式：別紙様式2）
 - ウ 会社業務概要書（様式は任意。参考様式：別紙様式3）

6 企画提案等のプレゼンテーション

実施しない。

7 審査及び結果通知

- (1) 企画提案の選定基準
書面審査を実施し、審査基準表（別紙）に基づいて選定する。
- (2) 企画提案の選定方法
 - ① 企画提案の配点の合計点が最高点となった者を選定する。
 - ② 企画提案書の審査は、本県職員からなる企画提案審査委員会が行う。
- (3) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項
業者選定結果については、山梨県福祉保健部福祉保健総務課ホームページに掲載するとともに、選定者、非選定者に通知する。（令和2年11月11日（水）発出予定）
- (4) 非選定理由に関する事項
 - ① 7（3）で非選定通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面（様式自由）により、知事に対して非選定理由に

ついて説明を求められることができる。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して15日以内に、書面により回答する。

③ 非選定理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 山梨県県民情報センター

郵便番号：400-8501

住所：山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（県庁別館2階）

電話：055-223-1408

メールアドレス：gyousei-kk@pref.yamanashi.lg.jp

(イ) 受付時間 上記①の期間中 午前9時から午後5時まで（県の休日を除く。）

(5) その他の留意事項

① 提出された企画提案書は、返却しない。

② 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

③ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。

8 契約

審査の結果選定された委託事業候補者を優先交渉者として事業内容等の詳細に係る交渉を行い、随意契約により契約を締結するものとする。ただし、委託事業候補者と協議が整わず、契約の見込みがないとき、又は委託事業候補者が契約締結までの間に企画提案参加資格を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行う。

9 その他

(1) 企画提案において使用する言語は日本語とすること。

(2) 契約保証金は山梨県財務規則第109条の2の規定に該当する者は、免除とする。

(3) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(4) 契約の優先交渉者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求められることがある。

(5) 選定された企画提案書類等の内容をベースに、協議の上、本業務の仕様書を確定するものとする。

(6) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがある。